

## 広島県公安委員会告示第 11 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 22 年 2 月 12 日

広島県公安委員会

委員長 水 野

勝

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
9P1499	告示の日 (平成 22 年 2 月 12 日) から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CRA ゴールドラッ シュ LRX	タイヨーエレック株式会 社 代表取締役 佐藤英理子 (愛知県名古屋市西区見寄 町 125 番地)	左同
9P1457	同上	同上	CRA モンスターキ ャッスル TKS60Z2	株式会社 竹屋 代表取締役 竹内正博 (愛知県春日井市美濃町二 丁目 98 番地)	左同
9P1473	同上	同上	CRA ミニミニモン スター 2N70Z	同上	左同
9P1496	同上	同上	CR モンスターキ ャッスル MH60Z2	同上	左同